

令和6年1月29日 招 集

令和6年第1回本市議会臨時会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

- 1 議第1号 村山市手数料条例の一部を改正する条例について…………… 3
- 2 議第2号 令和5年度村山市一般会計補正予算(第7号)…………… 別冊

以上別紙のとおり

令和6年1月29日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第1号

村山市手数料条例の一部を改正する条例について

村山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市手数料条例の一部を改正する条例（案）

村山市手数料条例(平成12年村山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

8	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 450円
9	除籍謄抄本交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 750円

を

」

「

8	戸籍謄抄本又は戸籍証明書の交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
8-2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により	400円

」

		行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
9	除籍謄抄本又は除籍証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円
9-2	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	700円

に、

12	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	戸籍法第48条第1項及び第2項の規定に基づく届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明	1通につき 350円
----	-------------------------------	---	---------------

を

12	届出・申請の受理、届書その他の書類の記載事項	戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項若しくは第126条の規定に基づく届	1通につき 350円
----	------------------------	--	---------------

	又は届書等情報の内容の証明手数料	書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		に、
--	------------------	---	--	----

」

「

14	届出その他の書類の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項の規定に基づく書類の閲覧に関する事務	350円	を
----	----------------	------------------------------	------	---

」

「

14	届出その他の書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項の規定に基づく書類の閲覧に関する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	350円	に
----	--------------------------	---	------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍関係証明の交付等に係る手数料について規定を整備するためこれを提案する。